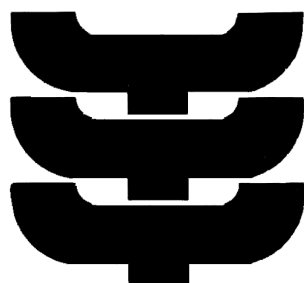


令和 6 年度

久留米市文化財専門委員会



◆ 日 時 令和 6 年 8 月 5 日 (月) 14 : 00 ~

◆ 会 場 久留米市職員会館メルクス 2 階会議室

市民文化部文化財保護課

令和6年度 久留米市文化財専門委員会

次 第

1 開会あいさつ

2 課長挨拶

3 審議

審議事項1 久留米市指定文化財の指定について（諮問）

◇有形文化財（歴史資料）2件

概要説明

有形文化財部会報告

指定審議

4 報告

I．文化財保護課の組織と業務概要

II．文化財の指定・登録

III．令和6年度の事業概要

5 閉会あいさつ

3 . 審 議

審議事項 1

久留米市指定文化財の指定について（諮問）

【指定物件】

1. 旧高良山大猷院殿石燈籠四基
2. 梅林寺境内の有馬家墓所石燈籠群二十六基

「旧高良山大猷院殿石燈籠」に関する調査報告

令和 6 年 8 月 5 日

1 指定候補の名称及び種別、員数

名称：旧高良山大猷院殿石燈籠四基^{きゅうこうらさんたいゆういんでんいしとうろうよんき}

種別：有形文化財（歴史資料）

員数：4 基

2 指定候補の所在地

久留米市本町 6-3 諏訪神社境内

3 所有者（管理団体）及び住所

諏訪神社 久留米市本町 6-3

4 調査

（1）調査の経緯と方法

経緯：高良山の中核となる高良大社には、その長い歴史の流れとともに蓄積された多彩な歴史資料が伝来する。また、明治の神仏分離令に伴い、仏像や仏画、建築・石造物など寺院にかかる文化財は、高良山から市内外各所に移されている。多くは未調査、未指定文化財であり、総合的な状況把握と保存活用のための基礎資料作成を進めた。

平成 29～令和元年度に国庫補助を受けて第 1 次調査「高良大社所蔵歴史資料」、令和 2 年度より第 2 次調査「福聚寺所蔵歴史資料」、第 3 次調査「旧高良山大猷院殿石燈籠」を実施した。第 3 次調査「旧高良山大猷院殿石燈籠」では、令和 4 年度まで現地にて実測及び拓本調査のデータ整理を行った。

調査の方法：銘文の解読は、文化財保護課職員が拓本によりおこなった。4 基の図化については、文化財保護課の職員が実測作業をおこなった。

調査者：久留米市 市民文化部 文化財保護課

白木守・丸林禎彦・神保公久・塚本映子・穴井綾香

（2）指定候補の概要

状態：境内社殿脇の稲荷神社前に 2 基、社殿前に 2 基が配される。稲荷神社前の 1 基は傘部の蕨手が一部欠損するものの、いずれも残存状況は良好である。

員数：4 基

法量：社殿前の燈籠は、地中に埋没する分を除き、高さ約 210～240 cm。基礎部幅約 40～45 cm、竿部直径約 80 cm を測る。稲荷大明神祠前の燈籠は、地中に埋没する分を除き、高さ約 250～260 cm、基礎部幅約 45～50 cm、笠部直径約 90 cm を測る。

時代：江戸時代前期 承応二年四月廿日（1653）

調査によって得られた知見：

銘文から、石燈籠 4 基は忠頼（「有馬中務少輔源朝臣忠頼」）を建立者とし、年紀は「承應二年癸巳四月廿日」、「大猷院殿」の「尊前」に 2 基、「祠堂前」に 2 基寄進されたことが判る。その後、明治元年（1868）の「神仏判然令」（神仏分離令）に伴い、現在地に移転したと考えられる。

（３）調査の所見

高良山大猷院殿石燈籠は、久留米市本町にある諏訪神社の境内に所在する。

諏訪神社は、健御名方神を祭神とする。明応 7 年（1498）平井雅楽が鍛冶業を起こし、諏訪明神を祭祀した。天正のころ御原郡本郷から洗切に転じ、有馬氏入国後原古賀町に奉還。安永年間に再建。分霊は柳原に移したが、明治に入り合祀。「神社明細帳」に記載のある主な境内神社には、恵美須宮・白角折神社がある。燈籠は、明治元年（1868）の「神仏判然令」（神仏分離令）に伴い、高良山大猷院殿より現在地に移転したものと推測される。

徳川家光の霊を祀る大猷院殿廟は、承応元年（1652）に 2 代藩主有馬忠頼（1603～1655）が高良山中に建立し、御仏殿料 100 石を寄進した。石燈籠は、翌年、有馬中務少輔源朝臣忠頼を建立者とし、「大猷院殿」の「尊前」に 1 対、「祠堂前」に 1 対寄進された。諏訪神社に移された際、「大猷院殿」の「尊前」の 1 対は本殿前に、「祠堂前」の 1 対は稻荷大明神祠前に其々移設された。

諏訪神社の大猷院殿石燈籠は、元々高良山中に建立された大猷院殿内に建立されたものである。高良山は、耳納山地の西端に位置し、古代より霊山として信仰され、山城が築かれるなど、政治・軍事上の要地としても重視されてきた。戦国時代の争乱に巻き込まれ荒廃したが、元和 7 年（1621）に久留米藩主として有馬氏が入国すると、高良山の復興が進められ、有馬家の厚い庇護を受けるに至った。その後、明治初期の神仏判然令によって山内にあった寺坊が破却され、多くの貴重な文物が失われた。神仏の混淆が禁止されると、仏像や仏画、建築・石造物など寺院に係る品々は高良山から移された。いわゆる「廃仏毀釈」により、高良山大猷院殿は、高良山内の諸寺院同様に破却されたようであるが、石燈籠は、散逸・隠滅の難を逃れ、諏訪神社内にて大切に守り伝えられてきたものである。

明治 2 年（1869）2 月に始まった久留米藩の神仏分離は、その経過や様相を伝える史料が乏しく、諏訪神社境内に残る石燈籠は、その歴史を伝える上で極めて重要な意義を持つものと思われる。

また、近世前期に遡る石燈籠の例は少なく、福岡県内では観応元年（1350）の筥崎宮（福岡市）の石燈籠が国重要文化財、慶長 13 年（1608）の太宰府天満宮と元和 4 年（1618）の八坂神社（北九州市）が県指定有形文化財、朝倉市秋月のキリシタン燈籠が 17 世紀初頃、飯塚市大分八幡宮の石燈籠が延宝 8 年（1680）の所産として市指定有形文化財となっている程度である。高良山大猷院殿石燈籠は、承応 2 年（1653）と江戸前期の所産であり、県内でも希少なものと言える。

5 指定の理由

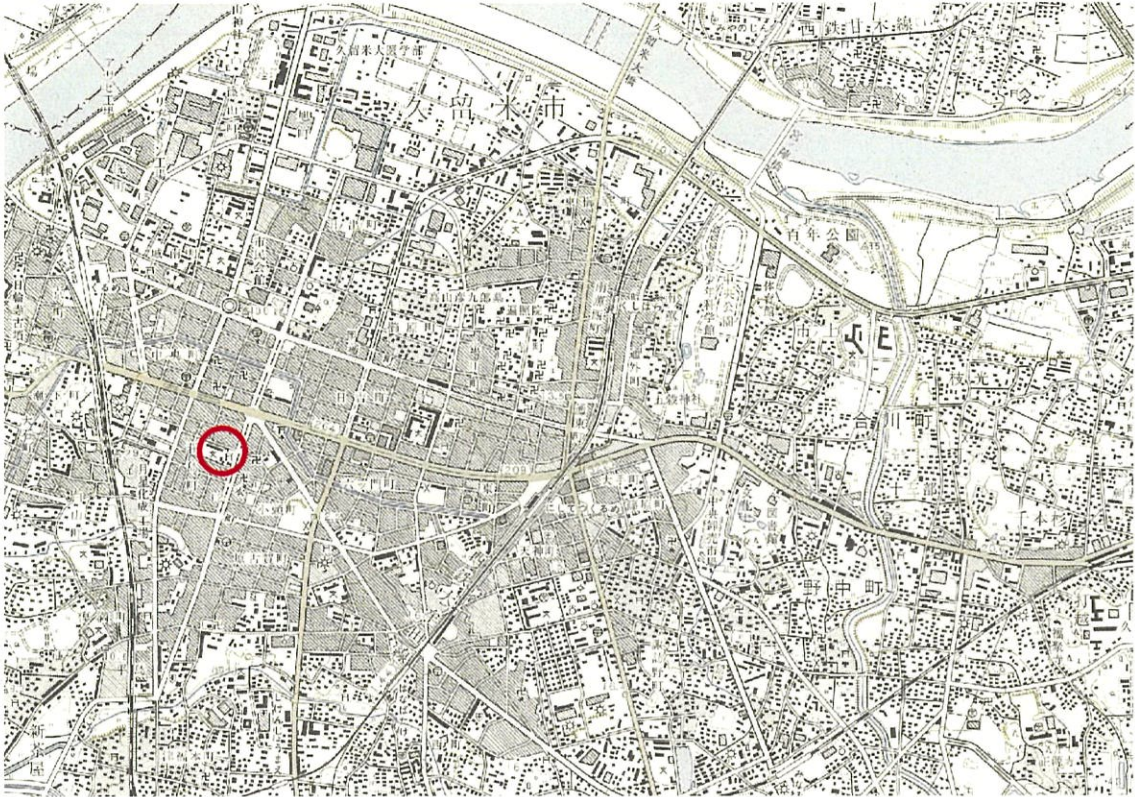
高良山大猷院殿石燈籠は、その銘文から本来高良山中に所在した大猷院殿に建立されてい

たことが確実で、建立時の配置も特定することができる。

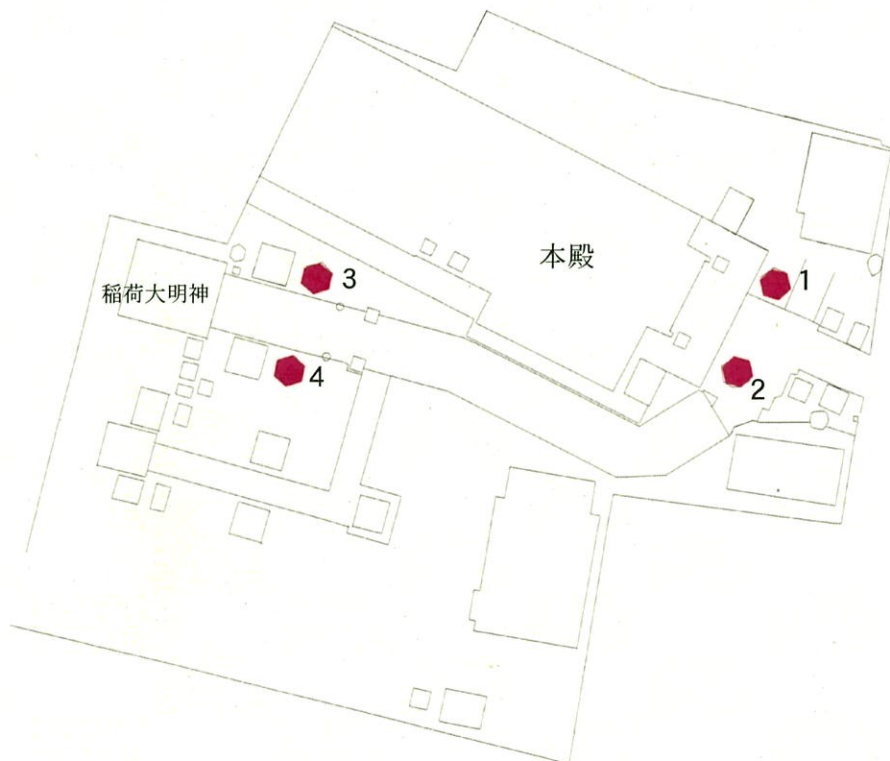
高良山は、古代より宗教的な山として祀られ、山中にはいくつもの寺社が設けられた。戦国時代の争乱に巻き込まれ、荒廃したが、久留米藩主として有馬氏が入国すると、高良山の復興が進められ、以後歴代藩主による様々な寄進が行われるなど厚い保護をうけるようになった。

大猷院殿廟は、2代藩主・有馬忠頼により、承応元年（1652）に徳川家光の霊を祭るため高良山中に建立された。御仏殿料 100 石を寄進するなど高良山の復興が積極的行われた。

高良山大猷院殿石燈籠は、明治元年（1868）の「神仏判然令」（神仏分離令）により、山中の多くの寺坊が破壊され、多くの寺坊に関する資料が亡失、散逸した中、その姿を現在に残す貴重な資料である。さらに、1 基には一部欠損がみられるものの、良好な保存状態から、歴史資料としての価値が高い。久留米の近世における石造文化を考える上でも貴重な資料であり、よって市指定文化財として永く保存・活用されるべきものである。



諏訪神社の位置図 (1/25, 000)



旧高良山大猷院殿石燈籠の位置図



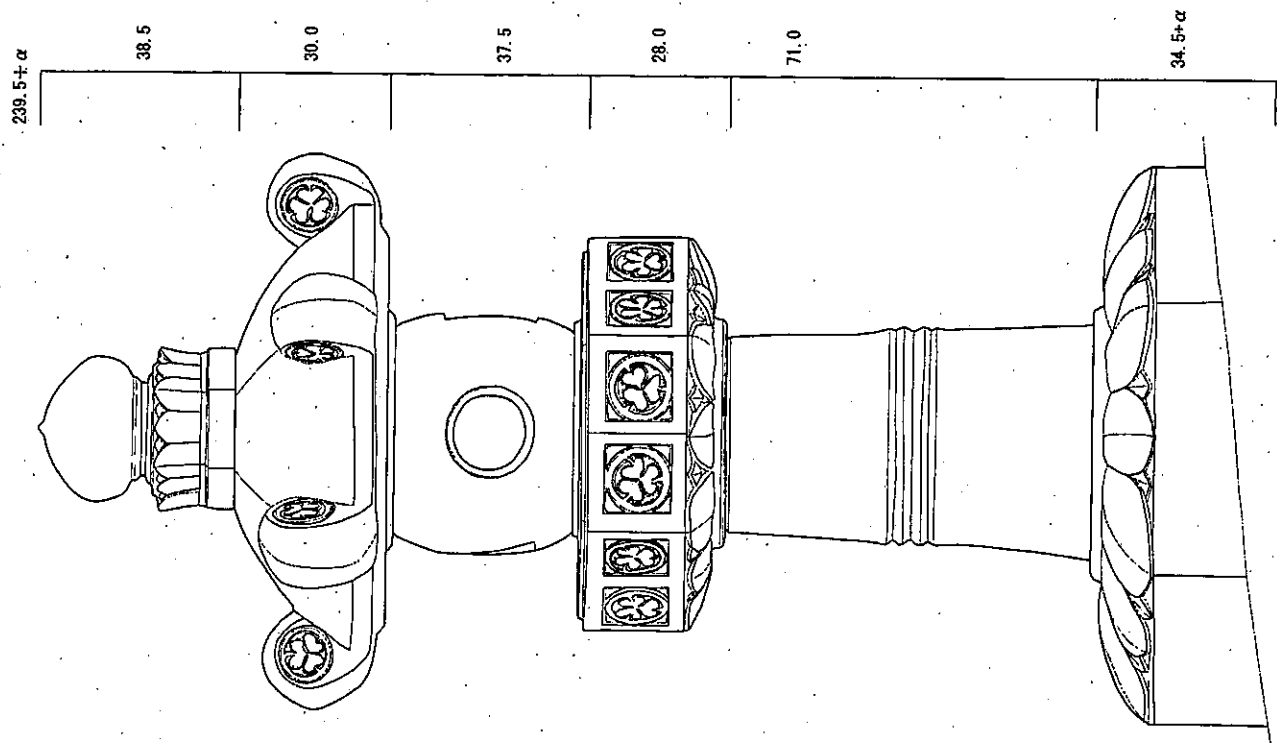
社殿前 燈籠配置状況



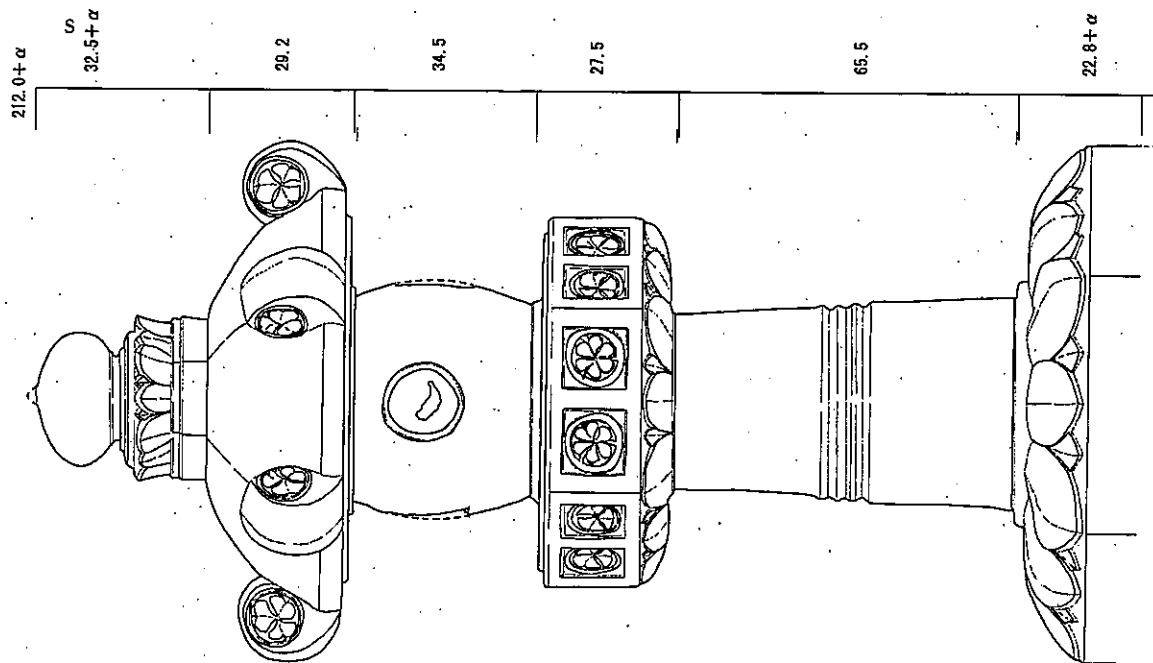
社殿前面左側燈籠



社殿前面右側燈籠



本殿前右側石燈籠 (1/15)



本殿前左側石燈籠 (1/15)



稲荷大明神祠前 燈籠配置状況



稲荷大明神祠前面左側燈籠



稲荷大明神祠前面右側燈籠

261.5+ α

43.0

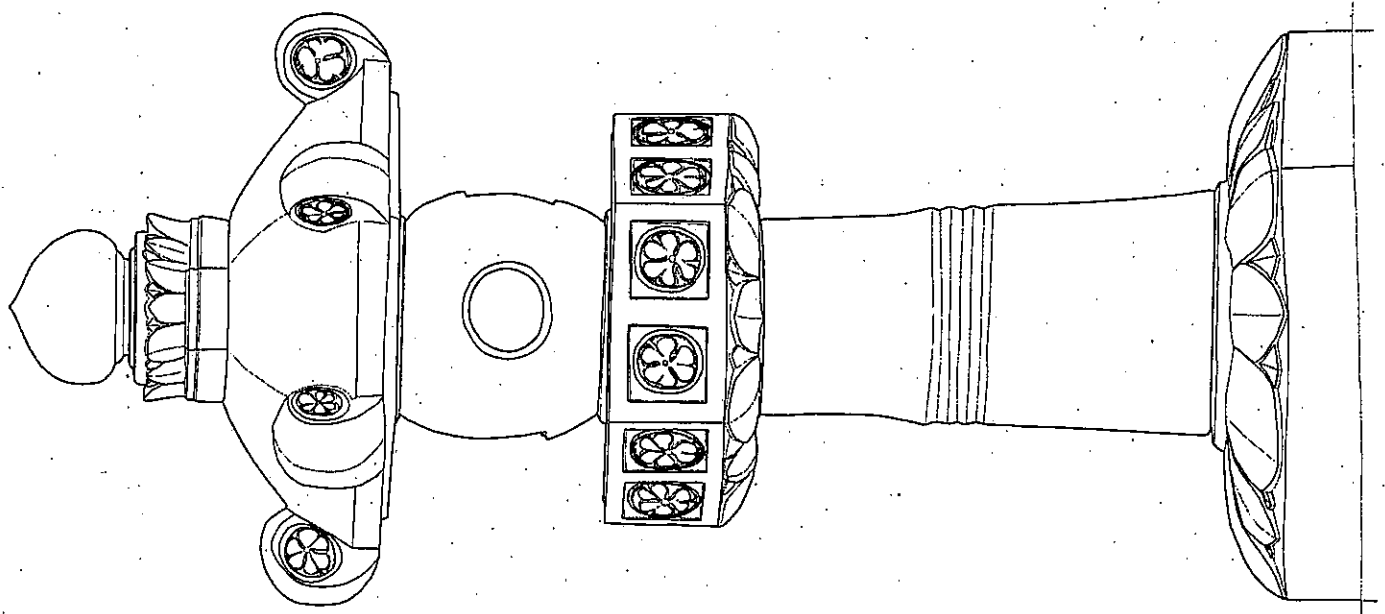
32.0

40.5

31.5

86.5

29.0+ α



稻荷大明神祠前面左側燈籠 (1/15)

250.5+ α

37.0

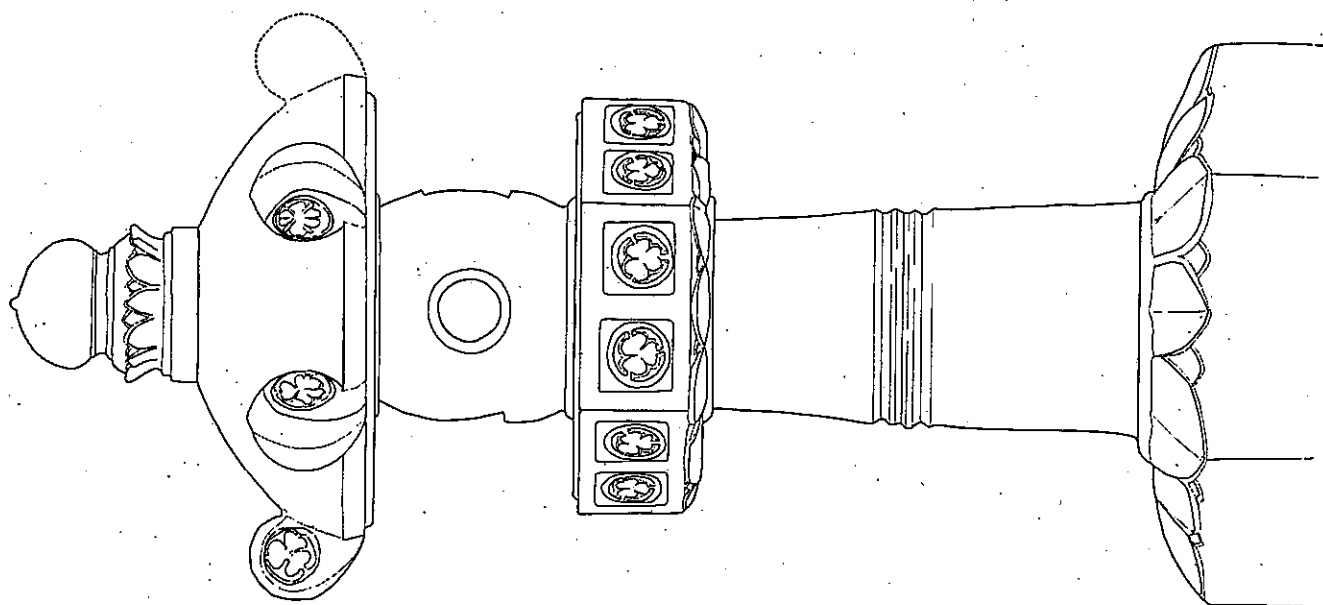
34.0

40.5

27.0

82.0

30.0+ α



稻荷大明神祠前面右側燈籠 (1/15)

「梅林寺境内の有馬家墓所石燈籠群」に関する調査報告

令和 6 年 8 月 5 日

1 指定候補の名称及び種別、員数

名称：梅林寺境内の有馬家墓所石燈籠二十六基

種別：有形文化財（歴史資料）

員数：26 基

2 指定候補の所在地

久留米市京町 209 番地 1 江南山梅林寺境内

3 所有者（管理団体）及び住所

宗教法人梅林寺 代表役員 東海大玄 久留米市京町 209 番地 1

4 調査

（1）調査の経緯と方法

経 緯：令和 3 年 5・6 月、久留米市文化財保護課職員 3 名が梅林寺境内に所在する全ての石燈籠を実見し、銘文の解説を行った。まず経蔵前に建ち並ぶ 20 基の石燈籠の調査を行い、続いて本堂西側の寄せ墓において調査した。その後、梅林寺外周や中庭など、全ての石燈籠について調査を行った。その結果、有馬家墓所以外に梅林寺境内に所在する石燈籠は 40 基、その中で、有馬家墓所から移設されたと考えられる石燈籠は 26 基と判明した。このうち経蔵前には 20 基が集中し、他の 6 基は分散している。また、令和 4 年度には経蔵前の石燈籠 5 基について、3D 測量を行った。

調査の方法：銘文の解説は文化財保護課職員が目視にて実施。5 基の 3D 測量は委託業務として実施した。

調 査 者：久留米市市民文化財文化財保護課 神保公久・穴井綾香・水原道範

（2）指定候補の概要

状態：経蔵前に 20 基、本堂北側中庭に 1 基、書院北側中庭に 1 基、書院東側の庭に 1 基、境内外周の弘法堂前に 2 基、境内外周の石仏像群前に 1 基が配される。いずれも残存状況は良好であるが、本堂北側中庭 1 基の竿部・中台以外の部位は後補である。また、経蔵前の 1 基については表面剥離のため銘文が判明しない。

員数：26 基

法量：高さ約 210～220 cm。基礎部幅約 60～70 cm、竿部直径約 30 cm と規格性が高い。なお、後補が多い本堂北側中庭の 1 基については約 188 cm である。

時代：銘文から寛永 20 年（1643）～弘化 3 年（1846）の約 200 年間に作製されることが判

る。初代豊氏から5代頼旨を除く10代頼永までの藩主のために奉じられたもの。
調査によって得られた知見：

梅林寺の石燈籠群については、坂田健一氏が「梅林寺藩主墓地の石塔」（『久留米郷土研究会誌』第七号1978年）や『久留米市史』第五巻において、その概要を報告している。これらの報文では、久留米藩主有馬家墓所内に所在する藩祖頼則が祀られる「梅林院霊屋」前の石燈籠（寛文7年）を詳細に説明し、他の石燈籠については、その属性が基本的に受け継がれながらも法量や形態に変化が生じていることを報告している。以下にその傾向を記す。

	古い	新しい
宝珠	肩が落ちて先端は滑らかにとがる 小ぶりで請花で囲む	肩が張って先端は摘み出してとがる 巨大化し請花は慶安期では消える
笠	浅く、蕨手は小型、直立	深く、蕨手は大型、巻き上げ大きく華やか、斜めに張り出す
火袋	六角形。慶安期まで縦長。火口は円・半円。腰高で、火口が小さい	六角形。火口は削りが大きく宝永期から三角形加わる。腰が低く、火口が大きい
中台	六角形。請花がむくって腰高	六角形。請花は波打って低平。豊かなふくらみ
竿	細身、中環が狭い。竿部の節が竹節状	太くて中環は広い。竿部の節が丸紐状、そして平帯状へ
基礎	六角形。反花がむくって腰高	反花が波打って低平

今回の調査でも同様の傾向を確認することができている。加えて、石材は藩領内の山北石（うきは市山北）が使用されており、高さや直径など極めて規格的であることが確認された。

銘文については、記載内容が一定していることが判明した。すなわち、

竿上段	奉寄附	竿下段
	藩主法号	場所一槩（基・柱）
	年号	寄附者（家老）

と規格性が認められ、この規格は全ての石燈籠で共通している。

（3）調査の所見

梅林寺境内の有馬家墓所石燈籠群は、筑後川左岸に位置する独立丘陵に鎮座する江南山梅林寺の境内に所在する。梅林寺は元和7年（1621）に丹波福知山から加増転封となった有馬豊氏が菩提寺として建立したもので、現在もその法灯を繋いでいる。境内裏手の小高い丘上には国史跡久留米藩主有馬家墓所が所在し、墓所内には国重要文化財有馬家霊屋五棟が含まれている。梅林寺境内の有馬家墓所石燈籠群は、その銘文から有馬家墓所内に建立されていたことは確実とみられる。ただし、墓所外へ移設された年代は定かではない。

近世前期に遡る石燈籠の例は少なく、福岡県内では観応元年（1350）の宮崎宮（福岡市）の石燈籠が国重要文化財、慶長 13 年（1608）の太宰府天満宮と元和 4 年（1618）の八坂神社（北九州市）が県指定有形文化財、朝倉市秋月のキリシタン燈籠が 17 世紀初頃、飯塚市大分八幡宮の石燈籠が延宝 8 年（1680）の所産として市指定有形文化財となっている程度である。梅林寺境内の有馬家墓所石燈籠群は、最も古いものが寛永 20 年（1643）と江戸前期の所産であり、県内でも希少なものと言える（国史跡久留米藩主有馬家墓所には寛永 7 年の石燈籠が梅林院霊屋の附指定となっている）。

梅林寺境内の有馬家墓所石燈籠群は、江戸初期から幕末まで江戸期を通して制作された石燈籠群としても貴重である。前述したように江戸前期の石燈籠は事例が少ないため、その後の展開については不明な点が多いが、梅林寺境内の有馬家墓所石燈籠群は、藩主の墓前を灯すという一貫した目的の中で制作されたものであり、大名墓所における葬送儀礼の一端を明らかにできる可能性を含んでいる。今回の調査では、江戸時代を通して法量・規格が変化しないことや、銘文の記載が規格化されていることから、藩主が没した際の葬送儀礼が定型化していた可能性が考えられる。

以上のように、梅林寺境内の有馬家墓所石燈籠群は、江戸前期から幕末まで大名墓所という同じ環境の下に制作され続けた石燈籠群であり、葬送儀礼の内容やその中での石燈籠の位置付けなど、大名墓所研究にとって極めて重要な意義を持つものと思われる。

5 指定の理由

梅林寺境内の有馬家墓所石燈籠群は、その銘文から史跡久留米藩主有馬家墓所内に建立されていたことが確実で、本来であれば史跡の構成要素、若しくは重要文化財有馬家霊屋五棟の附指定を受けているものである。江戸前期の寛永 20 年（1643）に建立された初代藩主豊氏の石燈籠から、幕末の弘化 3 年（1846）に建立された 10 代藩主頼永の石燈籠まで、江戸時代を通して歴代藩主の石燈籠が良好に残る。江戸前期に遡る石燈籠の希少性と大名家墓所に関する石燈籠の意義、石燈籠群の編年的価値、さらに良好な保存状態から歴史資料としての価値が高い。また、久留米の近世における石造文化を考える上でも貴重な資料であり、よって、市指定文化財として永く保存・活用されるべきものである。

【参考文献】

坂田健一「梅林寺藩主墓地の石塔」『久留米郷土研究会誌』第 7 巻 1978 久留米郷土研究会

坂田健一「石灯籠」『久留米市史』第 5 巻 1986 久留米市史編さん委員会

表1 梅林寺の有馬家墓所関連石燈籠

No	造立時期(和暦)	造立時期(西暦)	原所在(推定)	銘文(竿上段)	銘文(竿下段)	建立者	備考
1	承応4年	1655	史跡・重文 瓊林院位牌廟前	奉寄附 前中書少卿龍室道雄大居士 承應四乙未三月二十日	影堂石燈籠一檠 有馬右衛門	有馬右衛門	2代忠頼
2	承応4年	1655	史跡・重文 瓊林院位牌廟前	奉寄附 前中書少卿龍室道雄大居士 承應四乙未三月二十日	影堂石燈籠一檠 有馬左門	有馬左門	2代忠頼
3	承応4年	1655	史跡・重文 瓊林院位牌廟前	奉寄附 前中書少卿龍室道雄大居士 承應四乙未三月二十日	影堂石燈籠一檠 有馬壹岐	有馬壹岐	2代忠頼
4	寛文8年	1668	史跡 上段 靈源院三層塔前	奉寄附 前鴻臚卿賢峰道哲大居士 寛文八戊申歳六月二十四日	廟前石燈籠一柱 有馬内記	有馬内記	3代頼利
5	弘化3年	1846	史跡 上段 義源院三層塔前	奉寄附 前拾遺補關筑州太守仁峰道崇大居士 弘化三丙午年七月三日	塔前石燈籠一基 有馬飛驒	有馬飛驒	10代頼永
6	弘化3年	1846	史跡 上段 義源院三層塔前	奉寄附 前拾遺補關筑州太守仁峰道崇大居士 弘化三丙午年七月三日	塔前石燈籠一基 有馬右近	有馬右近	10代頼永
7	弘化3年	1846	史跡 上段 義源院三層塔前	奉寄附 先拾遺補關筑州太守仁峰道崇大居士 弘化三丙午年七月三日	塔前石燈籠一基 有馬主膳	有馬主膳	10代頼永
8	天保15年	1844	史跡 上段 大良院三層塔前	奉寄附 前羽林鴻臚卿讓溪道温大居士 天保十五甲辰年四月二十三日	塔前石燈籠一基 有馬主膳	有馬主膳	9代頼徳
9	天保15年	1844	史跡 上段 大良院三層塔前	奉寄附 前羽林鴻臚卿讓溪道温大居士 天保十五甲辰年四月二十三日	塔前石燈籠一基 有馬織部	有馬織部	9代頼徳
10	寛文8年	1668	史跡 上段 靈源院三層塔前	奉寄附 前鴻臚卿賢峰道哲大居士 寛文八戊申歳六月二十四日	廟前石燈籠一■(柱力) 有馬内蔵助	有馬内蔵助	3代頼利
11	寛文8年	1668	史跡 上段 靈源院三層塔前	奉寄附 前鴻臚卿賢峰道哲大居士 寛文八戊申歳六月二十四日	廟前石燈籠一柱 有馬豊前	有馬豊前	3代頼利
12	天明3年	1783	史跡 上段 大慈院三層塔前	奉寄□ 前□(羽)林中書大卿圓山道通大居士 □(天)明三癸卯年□月二十三日	塔前石燈籠一基 有馬内蔵助	有馬内蔵助	7代頼僊
13	天明3年	1783	史跡 上段 大慈院三層塔前	奉□□ 前羽林中書大卿圓山道通大居士 []月二十三日	塔前石燈籠一基 有馬織部	有馬織部	7代頼僊

14	不詳	9999		[剥落]	塔前石燈籠一基 稻次右近	稻次右近	不詳
15	天保15年	1844	史跡 上段 大良院三層塔前	奉寄附 前羽林鴻臚卿讓溪道温大居士 天保十五甲辰年四月二十三日	塔前石燈籠一基 有馬右近	有馬右近	9代頼徳
16	文化9年	1812	史跡 上段 大乘院三層塔前	奉寄附 前羽林中書□□寂源道光大居士 □□九[]月二十三日	[]籠一基 []部	[]部	8代頼貴
17	文化9年	1812	史跡 上段 大乘院三層塔前	奉寄附 前羽林中書大卿寂源道光大居士 文化壬申年正月二十三日	塔□□□籠一檠 有馬内蔵助	有馬内蔵助	8代頼貴
18	元文3年	1738	史跡 上段 梅巖院三層塔前	[] []道秀大居士 []	塔前石燈籠一基 有馬半大口(夫力)	有馬半大口	6代則維
19	元文3年	1738	史跡 上段 梅巖院三層塔前	奉寄附 前拾遺補闕鴻臚卿唯翁道秀大居士 元文三戊午四月朔日	塔前石燈籠一檠 有馬壹岐	有馬壹岐	6代則維
20	元文3年	1738	史跡 上段 梅巖院三層塔前	奉寄附 前拾遺補闕鴻臚卿唯翁道秀大居士 元文三戊午四月初一日	塔前石燈籠一□ []	[]	6代則維
21	承応4年	1655	史跡・重文 瓊林院位牌廟前	奉寄附 前中書小(少?)卿龍口道雄大居士 承応四乙未三月三十日	影堂石燈籠一檠 有馬内蔵助	有馬内蔵助	2代忠頼 境内東石仏 像群前
22	宝永2年	1705	史跡 上段 慈源院三層塔前	奉寄附 []中書大卿忠嚴道孝大居士 □永二[]七月二十日	塔前石燈籠一檠 有馬志摩	有馬志摩	4代頼元 弘法堂東
23	宝永2年	1705	史跡 上段 慈源院三層塔前	[] □拾遺□書大卿忠嚴道孝大居士 []歳七月二十日	塔前石燈籠一檠 有馬織部	有馬織部	4代頼元 弘法堂西
24	寛文8年	1668	史跡 上段 靈源院三層塔前	奉寄附 前鴻臚卿賢峰道哲大居士 寛文八[]	廟前石燈籠 一柱 有馬主膳	有馬主膳	3代頼利 書院北庭 高約220cm
25	寛永20年	1643	史跡・重文 春林院位牌廟	奉寄附 前拾遺補闕如夢道長大居士影堂 寛永二十年九月晦日	石灯籠一檠 有馬壹岐守	有馬壹岐守	豊氏 本堂北庭 高約188cm
26	承応4年	1655	史跡・重文 瓊林院位牌廟前	奉寄附 前中書少卿龍室道雄大居士 承應四乙未三月二十日	影堂石燈籠一檠 有馬内記	有馬内記	2代忠頼 書院東庭 高約210cm